

市場機能の向上のための売買制度の見直しに伴う業務規程施行規則等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 1
2. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表 8

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧																																										
<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 規程第12条第7項に規定する当取引所が定める値幅は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(1) 株券</p> <p>次の <u>a 及び b に掲げる場合</u> の区分に従い、当該 <u>a 及び b に定めるところ</u> による。</p>	<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 規程第12条第7項に規定する当取引所が定める値幅は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(1) 株券</p> <p>次の <u>基準値段</u> の区分に従い、当該 <u>区分</u> に定めるところによる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">基準値段</th> <th style="text-align: left;">値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>200円未満のもの</u></td> <td><u>上下 5円</u></td> </tr> <tr> <td><u>200円 500円</u></td> <td><u>〃 8円</u></td> </tr> <tr> <td><u>以上 未満のもの</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>の</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>500円 700円</u></td> <td><u>〃 10円</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>700円 1,000円</u></td> <td><u>〃 15円</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td><u>円</u></td> </tr> <tr> <td><u>1,000円 1,500円</u></td> <td><u>〃 30円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円</u></td> <td><u>円</u></td> </tr> <tr> <td><u>1,500円 2,000円</u></td> <td><u>〃 40円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円</u></td> <td><u>円</u></td> </tr> <tr> <td><u>2,000円 3,000円</u></td> <td><u>〃 50円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円</u></td> <td><u>円</u></td> </tr> <tr> <td><u>3,000円 5,000円</u></td> <td><u>〃 70円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円</u></td> <td><u>円</u></td> </tr> <tr> <td><u>5,000円 7,000円</u></td> <td><u>〃 100円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円</u></td> <td><u>円</u></td> </tr> <tr> <td><u>7,000円 1万円</u></td> <td><u>〃 〃 150円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円</u></td> <td><u>円</u></td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	値幅	<u>200円未満のもの</u>	<u>上下 5円</u>	<u>200円 500円</u>	<u>〃 8円</u>	<u>以上 未満のもの</u>		<u>の</u>		<u>500円 700円</u>	<u>〃 10円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>700円 1,000円</u>	<u>〃 15円</u>	<u>〃</u>	<u>円</u>	<u>1,000円 1,500円</u>	<u>〃 30円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>1,500円 2,000円</u>	<u>〃 40円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>2,000円 3,000円</u>	<u>〃 50円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>3,000円 5,000円</u>	<u>〃 70円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>5,000円 7,000円</u>	<u>〃 100円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>7,000円 1万円</u>	<u>〃 〃 150円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
基準値段	値幅																																										
<u>200円未満のもの</u>	<u>上下 5円</u>																																										
<u>200円 500円</u>	<u>〃 8円</u>																																										
<u>以上 未満のもの</u>																																											
<u>の</u>																																											
<u>500円 700円</u>	<u>〃 10円</u>																																										
<u>〃</u>	<u>〃</u>																																										
<u>700円 1,000円</u>	<u>〃 15円</u>																																										
<u>〃</u>	<u>円</u>																																										
<u>1,000円 1,500円</u>	<u>〃 30円</u>																																										
<u>円</u>	<u>円</u>																																										
<u>1,500円 2,000円</u>	<u>〃 40円</u>																																										
<u>円</u>	<u>円</u>																																										
<u>2,000円 3,000円</u>	<u>〃 50円</u>																																										
<u>円</u>	<u>円</u>																																										
<u>3,000円 5,000円</u>	<u>〃 70円</u>																																										
<u>円</u>	<u>円</u>																																										
<u>5,000円 7,000円</u>	<u>〃 100円</u>																																										
<u>円</u>	<u>円</u>																																										
<u>7,000円 1万円</u>	<u>〃 〃 150円</u>																																										
<u>円</u>	<u>円</u>																																										

<u>1万円</u>	<u>15,000円</u>	<u>300円</u>
<u>15,000円</u>	<u>2万円</u>	<u>400円</u>
<u>2万円</u>	<u>3万円</u>	<u>500円</u>
<u>3万円</u>	<u>5万円</u>	<u>700円</u>
<u>5万円</u>	<u>7万円</u>	<u>1,000円</u>
<u>7万円</u>	<u>10万円</u>	<u>1,500円</u>
<u>10万円</u>	<u>15万円</u>	<u>3,000円</u>
<u>15万円</u>	<u>20万円</u>	<u>4,000円</u>
<u>20万円</u>	<u>30万円</u>	<u>5,000円</u>
<u>30万円</u>	<u>50万円</u>	<u>7,000円</u>
<u>50万円</u>	<u>70万円</u>	<u>1万円</u>
<u>70万円</u>	<u>100万円</u>	<u>15,000円</u>
<u>100万円</u>	<u>150万円</u>	<u>3万円</u>
<u>150万円</u>	<u>200万円</u>	<u>4万円</u>
<u>200万円</u>	<u>300万円</u>	<u>5万円</u>
<u>300万円</u>	<u>500万円</u>	<u>7万円</u>
<u>500万円</u>	<u>700万円</u>	<u>10万円</u>
<u>700万円</u>	<u>1,000万円</u>	<u>15万円</u>
<u>1,000万円</u>	<u>1,500万円</u>	<u>30万円</u>

a 午前立会終了時の場合

基準値段	値幅
200円未満のもの	上下 5円
200円 500円	〃 8円
以上 未満のもの	
500円 700円	〃 10円
〃 〃	
700円 1,000円	〃 15円
〃 〃	
1,000円 1,500円	〃 30円
〃 〃	
1,500円 2,000円	〃 40円
〃 〃	
2,000円 3,000円	〃 50円
〃 〃	
3,000円 5,000円	〃 70円
〃 〃	
5,000円 7,000円	〃 100円
〃 〃	
7,000円 1万円	〃 150円
〃 〃	
1万円 〃	〃 300円
〃 〃	
15,000円 2万円	〃 400円
〃 〃	
2万円 〃	〃 500円
〃 〃	

1,500万円	2,000万円	〃	40万円
2,000万円	3,000万円	〃	50万円
3,000万円	5,000万円	〃	70万円
5,000万円以上			100万円
とき			
(新設)			

<u>3万円</u>	<u>5万円</u>	<u>〃</u>	<u>700円</u>
<u>5万円</u>	<u>7万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,000円</u>
<u>7万円</u>	<u>10万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,500円</u>
<u>10万円</u>	<u>15万円</u>	<u>〃</u>	<u>3,000円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>15万円</u>	<u>20万円</u>	<u>〃</u>	<u>4,000円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>20万円</u>	<u>30万円</u>	<u>〃</u>	<u>5,000円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>30万円</u>	<u>50万円</u>	<u>〃</u>	<u>7,000円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>50万円</u>	<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>1万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>70万円</u>	<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>15,000円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>100万円</u>	<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>150万円</u>	<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>4万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>200万円</u>	<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>5万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>300万円</u>	<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>7万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>500万円</u>	<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>700万円</u>	<u>1,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>15万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>1,000万円</u>	<u>1,500万円</u>	<u>〃</u>	<u>30万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>1,500万円</u>	<u>2,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>40万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>2,000万円</u>	<u>3,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>50万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>3,000万円</u>	<u>5,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>70万円</u>

万円	〃	万円	〃	
<u>5,000</u>				<u>100万</u>
万円以上の				円
とき				
b 午後立会終了時の場合				
基準値段		値幅		
<u>200円未満のもの</u>		<u>上下</u>		<u>10円</u>
<u>200円</u>	<u>500円</u>	〃		<u>16円</u>
以上	未満のもの			
	の			
<u>500円</u>	<u>700円</u>	〃		<u>20円</u>
〃	〃			
<u>700円</u>	<u>1,000</u>	〃		<u>30円</u>
〃	円	〃		
<u>1,000</u>	<u>1,500</u>	〃		<u>60円</u>
円	円			
<u>1,500</u>	<u>2,000</u>	〃		<u>80円</u>
円	円			
<u>2,000</u>	<u>3,000</u>	〃		<u>100円</u>
円	円			
<u>3,000</u>	<u>5,000</u>	〃		<u>140円</u>
円	円			
<u>5,000</u>	<u>7,000</u>	〃		<u>200円</u>
円	円			
<u>7,000</u>	<u>1万円</u>	〃	〃	<u>300円</u>
円				
<u>1万円</u>	<u>15,000</u>	〃		<u>600円</u>
	円			
<u>15,000</u>	<u>2万円</u>	〃	〃	<u>800円</u>
円				
<u>2万円</u>	<u>3万円</u>	〃		<u>1,000</u>
				円
<u>3万円</u>	<u>5万円</u>	〃		<u>1,400</u>
				円
<u>5万円</u>	<u>7万円</u>	〃		<u>2,000</u>
				円

(新設)

<u>7万円</u>	<u>10万円</u>	<u>〃</u>	<u>3,000</u>
	<u>〃</u>		<u>円</u>
<u>10万円</u>	<u>15万円</u>	<u>〃</u>	<u>6,000</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		<u>円</u>
<u>15万円</u>	<u>20万円</u>	<u>〃</u>	<u>8,000</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		<u>円</u>
<u>20万円</u>	<u>30万円</u>	<u>〃</u>	<u>1万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>30万円</u>	<u>50万円</u>	<u>〃</u>	<u>14,00</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		<u>0円</u>
<u>50万円</u>	<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>2万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>70万円</u>	<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>100万円</u>	<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>6万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>150万円</u>	<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>8万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>200万円</u>	<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>300万円</u>	<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>14万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>500万円</u>	<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>20万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>700万円</u>	<u>1,000</u>	<u>〃</u>	<u>30万円</u>
<u>〃</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	
<u>1,000</u>	<u>1,500</u>	<u>〃</u>	<u>60万円</u>
<u>万円</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	
<u>1,500</u>	<u>2,000</u>	<u>〃</u>	<u>80万円</u>
<u>万円</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	
<u>2,000</u>	<u>3,000</u>	<u>〃</u>	<u>100万</u>
<u>万円</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	<u>円</u>
<u>3,000</u>	<u>5,000</u>	<u>〃</u>	<u>140万</u>
<u>万円</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	<u>円</u>
<u>5,000</u>			<u>200万</u>
<u>万円以上の</u>			<u>円</u>

とき

(2) (略)

(売買管理上適当でないと認める場合)

第27条の3 規程第42条第1項に規定する
当取引所が売買管理上適当でないと認める場合
は、次の各号に定める場合とする。

(1) (略)

(2) 立会外分売に係る有価証券の発行者
が、法第166条第2項第1号から第3号ま
で及び同第5号から第7号までに定める事
項（投資信託受益証券、外国投資信託受益証
券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行
信託の受益証券（外国法人の発行する株券を
信託財産とする外国証券信託受益証券を除
く。）及び外国受益証券発行信託の受益証券
にあっては、これらに準ずる事項）について、
有価証券上場規程に基づき開示を行った日
から5日を経過していない場合

(3) ・ (4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年11月5日か
ら施行する。ただし、第27条の3第2号の
改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、この改正規
定は、売買システムの稼働に支障が生じた場
合その他やむを得ない事由により、平成31
年11月5日から施行することが適当でな
いと当取引所が認める場合には、同日以後の
当取引所が定める日から施行する。

(2) (略)

(売買管理上適当でないと認める場合)

第27条の3 規程第42条第1項に規定する
当取引所が売買管理上適当でないと認める場合
は、次の各号に定める場合とする。

(1) (略)

(2) 立会外分売に係る有価証券の発行者
が、法第166条第2項第1号から第3号ま
で及び同第5号から第7号までに定める事
項（投資信託受益証券、外国投資信託受益証
券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行
信託の受益証券（外国法人の発行する株券を
信託財産とする外国証券信託受益証券を除
く。）及び外国受益証券発行信託の受益証券
にあっては、これらに準ずる事項）について、
有価証券上場規程に基づき開示を行った日
から10日を経過していない場合

(3) ・ (4) (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>削除</u></p>	<p>(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その発行者の直前事業年度における当期純利益金額（直前連結会計年度に係る連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第65条第4項により記載される「親会社株主に帰属する当期純利益金額」（当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社（会社以外の法人を含む。以下同じ。）でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条の5第2項により記載される「当期純利益金額」）をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結損益計算書等に基づいて算定される親会社株主に帰属する当期純</u></p>

利益金額に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額）をいう。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、当該発行者の直前事業年度における当期純利益金額に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される親会社株主に帰属する当期純利益金額に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいう。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。

(5) 削除

(5) その発行者の直前事業年度の末日における利益剰余金（直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に連結財務諸表規則第43条第1項により記載される「利益剰余金」（当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に財務諸表等規則第60条により記載される「利益剰余金」）をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額（当該発

行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額)をいう。以下同じ。)
が負でない銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、次の
a 又は b に適合するとき。

a 当該発行者の直前事業年度の末日における利益剰余金に相当する額 (当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額をいう。以下同じ。)が負でない銘柄であるとき。

b 当該発行者の直前事業年度の末日における純資産の額 (有価証券上場規程施行規則第 2 1 2 条第 5 項第 5 号に規定する純資産の額をいう。以下同じ。)が 2 0 億円以上である銘柄であるとき。

(6) ~ (11) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第 2 1 2 条第 1 項第 1 号の規定は前項第 1 号の 2 に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第 2 1 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号の規定は前項第 2 号に規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第 3 1 0 条第 3 項第 3 号の規定は前項第 3 号に規定する売買高について、それぞれ準用する (優先出資証券にあ

(6) ~ (11) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第 2 1 2 条第 1 項第 1 号の規定は前項第 1 号の 2 に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第 2 1 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号の規定は前項第 2 号に規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第 3 1 0 条第 3 項第 3 号の規定は前項第 3 号に規定する売買高について、有価証券上場規程施行規則第 2 1 2 条

っては有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号及び第2号の規定を除く。)。この場合における読替えは、別表第1のとおりとする。

3～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、他市場上場銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 次のaからcまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a・b (略)

c a及び前bに掲げる銘柄以外の銘柄第1項第1号の2、第2号及び第6号から第11号までの各号

(3) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、株券等（直接市場第一部上場銘柄及び国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2及び第6号から

第5項第5号及び第6号の規定は前項第5号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号及び第2号の規定を除く。）。この場合における読替えは、別表第1のとおりとする。

3～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、他市場上場銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 次のaからcまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a・b (略)

c a及び前bに掲げる銘柄以外の銘柄第1項第1号の2、第2号及び第4号から第11号までの各号（市場第二部銘柄、JASDAQ銘柄（内訳区分がスタンダードである銘柄に限る。次項第2号において同じ。）及び優先株等にあっては、第4号及び第5号を除く。）

(3) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、株券等（直接市場第一部上場銘柄及び国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2及び第4号から

第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 削除

(5) 削除

(6) ~ (11) (略)

第11号までの各号 (市場第二部銘柄、JASDAQ銘柄及び優先株等にあつては、第4号及び第5号を除く。) に適合する銘柄であるとき。

9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、当期純利益金額(投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)第51条第1項により記載される「当期純利益金額」をいい、投資証券の場合には、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号)第53条第1項により記載される「当期純利益金額」をいう。第3条の7において同じ。) が計上されている銘柄であるとき。

(5) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における資産総額が50億円以上、純資産総額が10億円以上である銘柄であるとき。この場合において、有価証券上場規程施行規則第1206条第1項の規定は、資産総額及び純資産総額の算定について準用する。

(6) ~ (11) (略)

2～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、他市場上場不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2、第2号及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(インフラファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の7 制度信用銘柄であるインフラファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

2～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、他市場上場不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2、第2号、第4号（当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書の作成がなされていない場合には、第3項第3号）及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2、第4号（当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書の作成がなされていない場合には、第3項第3号）及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(インフラファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の7 制度信用銘柄であるインフラファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 削除

(6) 削除

(7) ~ (12) (略)

2 ~ 6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、他市場上場インフラファンドに対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第3号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場インフラファンド（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号

(1) ~ (4) (略)

(5) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、当期純利益金額が計上されている銘柄であるとき。ただし、当該銘柄が外国インフラファンドである場合は、直前事業年度における当期純利益金額に相当する額が正である銘柄であるとき。

(6) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における資産総額が50億円以上、純資産総額が10億円以上である銘柄であるとき。この場合において、有価証券上場規程施行規則第1505条第1項の規定は、資産総額及び純資産総額の算定について準用する。

(7) ~ (12) (略)

2 ~ 6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、他市場上場インフラファンドに対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第3号、第5号（当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書の作成がなされていない場合には、第3項第3号）及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場インフラファンド（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号

に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(選定の時期)

第4条 (略)

2 第3条、第3条の2、第3条の5、第3条の6及び第3条の7の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日（不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、カントリーファンド及びインフラファンドにあつては、計算期間又は営業期間の末日若しくは第3条の2第3項第2号に定める審査対象日）を含む月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)～(4) (略)

(5) 第3条第3項及び第8項、第3条の2第3項、第4項及び第8項、第3条の5第3項及び第7項、第3条の6第3項及び第6項並びに第3条の7第3項、第4項及び第8項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段

に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第5号（当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書の作成がなされていない場合には、第3項第3号）及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(選定の時期)

第4条 (略)

2 第3条、第3条の2、第3条の5、第3条の6及び第3条の7の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日（不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、カントリーファンド及びインフラファンドにあつては、計算期間又は営業期間の末日若しくは第3条の2第3項第2号に定める審査対象日）を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)～(4) (略)

(5) 第3条第3項及び第8項、第3条の2第3項、第4項及び第8項、第3条の5第3項及び第7項、第3条の6第3項及び第6項並びに第3条の7第3項、第4項及び第8項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段

が決定された日から起算して6日目
(休業日を除外する。)の日

(6)・(7) (略)

4 (略)

5 第2項の貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して8か月目の月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)まで、第3項第3号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)までの間に、同項第5号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第2号、第2条の2第1項第2号及び第2条の7第1項第2号

有価証券報告書等

(3) (略)

が決定された日から起算して11日目
(休業日を除外する。)の日

(6)・(7) (略)

4 (略)

5 第2項の貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目の月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)まで、第3項第3号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)までの間に、同項第5号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第2号、第2条の2第1項第2号、第2条の7第1項第2号、第3条第1項第4号及び第5号、第3条の2第1項第4号及び第5号並びに第3条の7第1項第5号及び第6号

有価証券報告書等

(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から施行し、平成30年11月30日以前を事業年度、計算期間若しくは営業期間の末日又は第3条の2第3項第2号に定める審査対象日とする株券等、不動産投資証券、ベンチャーファンド、カントリーファンド又はインフラファンドに係る貸借銘柄の選定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 改正後の第4条第3項第5号の規定は、平成31年4月1日以後に上場する銘柄から適用する。

別表第1（第3条第2項関係）

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

別表第1（第3条第1項関係）

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第212条第5項第5号	第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日	審査対象事業年度の末日
	四半期連結財務諸表	連結財務諸表
	四半期連結貸借対照表	連結貸借対照表
	結合四半期貸借対照表	結合貸借対照表
第212条第5項第6号	新規上場申請日の直前四半期会計期間の末日	審査対象事業年度の末日

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----